

第17回共同ワーキング・チーム議事概要

(日時) 令和元年7月5日(金) 10時00分～12時00分

(場所) 中央合同庁舎第2号館 10階 総務省第1会議室

(議事) 独立行政法人に対する連結財務諸表及び出資の評価等に係る検討

1. 開会

- 会田座長から構成員の異動について報告があった。

2. 「独立行政法人の連結財務諸表及び出資の評価等」に係る論点の検討

- 「独立行政法人の連結財務諸表及び出資の評価等」に係る事務局の説明を踏まえ、メンバーから以下の質疑及び意見があった。

- ・ 企業会計においては投資とその回収の観点から、親会社の子会社を通じて投資の回収を図るため、親子会社間の支配従属関係に基づき連結財務諸表を作成している。その一方で、パブリックセクターにおいては投資とその回収という観点ではなくなってくる部分もあるため、企業会計と同じ意味で支配従属関係を考えることができない。そのため、パブリックセクターにおける支配従属関係がどのようなものなのかについては議論が収束しないおそれがある。

むしろ、もっと端的に、現行の出資等の実態を踏まえて、「実質的に業務が一体となって行われている」というくらいまで関係性を具体化したほうが、話が明確になるのではないか。

- ・ 会計基準は頻繁に改訂するものではなく、新たな出資の形態が生まれる都度見直すわけにはいかないため、現状の出資と今後見込まれる出資の形態、具体的には現在連結を作成している4法人及び科技イノベ法に基づく出資を行う予定の理研を前提に整理すべきではないか。

議論に当たっては支配、業務関連、資金供給についてマトリックス的に整理すべきではないか。

連結基準作成当時は独法による営利組織への出資は設置目的に合わないためなされない前提だったが、現行の法律や制度設計に照らせばどのように考え得るか。支配なく資金供給を行う出資を連結するとした独法制度当初の連結基準について、現行の出資の実態を踏まえて整理し直すことは十分あり得るのではないか。

- ・ 省庁別財務書類における業務関連性という言葉から一步踏み込んだ「業務一

体性」に基づき連結を行うこととしてはどうか。目標、計画、評価に一貫した考え方がないと法人の長は説明責任を果たせないため、支配という概念に、業務の一体性と評価の連続性、一貫性という政策的なロジックが結びつくイメージが必要なのではないか。

- 出資先に関する情報は重要であり、それを独法が事業報告書等で提供する情報に含める必要があると考えるが、開示をすることと合算をすることは同じではない。合算をすることによって失われる情報もある。当該情報について連結という形で合算して提供すべきなのかについては理由が必要であり、その理由としては業務一体性の観点が必要となるのではないか。
- 連結の作成目的と範囲は密接に関連している。IPSASは支配基準だが、イギリスとアメリカの政府会計は、業務関連基準と予算基準であり、IFRSの支配基準はとっていない。公的部門においてはこれらも1つの目安になるのではないか。
連結の範囲は純粋な投資なのか、実際の業務を委託しているのか、実態を見て判断してはどうか。
- IPSASの支配の考え方は民間企業と違う部分があり、パワー、変動便益、それらの関連という3要件から成っている。
- 独法における支配について、IPSASにおける支配の考え方をより具体的に説明頂き、今後の連結の目的や範囲の検討の参考にしてはどうか。
- 財務報告の目的は法人の成果をどう説明するかにあるため、業務関連性、成果関連性、資金の説明責任をどうカバーするかを検討すべきではないか。
- 独法の財務報告があまり活用されていなかった経緯から事業報告書の見直しを行ったこともあり、連結財務諸表についても活用の観点を踏まえて見直しを検討すべきではないか。
また、法人の長が果たすべき説明責任とそれをどの財務諸表でどのように説明するかを検討が必要ではないか。
- 法人の個別性が高いため法人ごとの議論も必要だが、基準とするためにはもう少し大きな目で見ることが必要なのではないか。
出資の性格に応じて、出資先のモニタリング方法や出資に対する結果責任が異

なるが、公的資金の供給であるため、連結の範囲がどう決められても、個別財務諸表での把握や事業報告書への記載を適切に行うことは念頭におくべきではないか。

- 独法と、国が出資する会社が、国の業務を関連して実施している場合といった、国からみて独法と並列関係にある会社について、独法の連結の範囲の観点からどのように考えるべきか。なお、省庁別財務書類では、独法と、国が出資する会社の両者とも連結している。
- 公会計の場合は会計基準のみでは判断できない要素が多く、法的規範性を担保する必要がある。独法と、国が出資する会社との業務の関連性、一体性に関しては制度的な経緯も踏まえる必要があり、実質判断についてまで会計基準で受け持つというのはリアリティがない。
- 過去に独法の連結財務諸表を監査していたが、作成されてもあまり活用されていない状況であったと承知している。連単倍率がほとんどないような状況で連結を作って公的資金の流れを説明するといっても限界がある。出資先の財務状況を連結に含めて表すことと、個別財務諸表の注記等で表すことのどちらが有用かについて検討すべきではないか。
- 連結の範囲には含まれないが、パブリックアカウンタビリティの観点から関連性の高い公益法人等については、会計基準に基づき従前より個別財務諸表や事業報告書で一定の開示を行っているが、公益法人等に関する開示のたな卸しを行い、事業報告書をクリエイティブにいい形にしようとしている現状に合わせ、改めて必要な情報が何か検討してもよいのではないか。
その他、非連結の特定関連会社に係る情報なども含め、情報開示の十分性について議論してはどうか。
- 法人集団、法人の長の説明責任の範囲を法人の長がどう捉えているか、独法の財務報告は法人の長の責任で作るため、その認識も非常に重要である。
また、主務大臣が法人に与える目標や法人が作成する計画の中に、特定関連会社や関連会社に係る項目を設けるべきではないか。
- 連結基準において、独法の評価が個別財務諸表により行われる必要があると断言しているが問題はないのか。評価に適した財務諸表が連結か個別かについて議論をしてもよいのではないか。

- ・ パブリックアカウンタビリティの観点から、例えば会計基準においてある程度普遍的な連結の考え方を定め、主務省令において出資先を連結する、あるいは、連結しないといった判断について規定することは、例外的にあってもよいのではないか。
 - ・ 企業会計においては非継続事業について別掲記する規定がある。これを参考に、独法基準の検討にあたって、すべての出資を連結財務諸表で包含しようとせず、会計処理を別途規定する方法もあるのではないか。
3. 「アンケート項目（案）」について
- 「連結アンケート項目（案）」及び「減損アンケート項目（案）」について構成員から意見がある場合は令和元年7月12日までに事務局に連絡することとされ、当該意見を踏まえたアンケートの最終的な内容については座長一任とされた。
 - アンケートの結果は事務局が取りまとめ、次回の共同ワーキング・チームで報告することとされた。

以 上